

近世伊勢神宮直轄領の被差別民について

塚本 明

【要旨】

近世の伊勢神宮直轄領に存在する被差別民について、その起源や役務、村内での位置、宇治・山田の被差別民との異同、周辺藩領の被差別民との関係等について考察を加えた。門前町の宇治・山田及び周辺農村は、宇治会合・三方会合が山田奉行の下で行政機能を持ち、神宮領としての実質はない。一方、地理的には離れる多気郡に、伊勢神宮が経済的基盤とする神宮直轄領たる五か村があり、住民らは神宮に年貢や諸役を負担し、また神宮特有の触穢観念も共有していた。これらの村々には、斃牛馬処理権を持つ「穢多」身分、村の警備役を担う非人番、竹製の簡素な楽器を用いて説教節を誦う雑種賤民「ささら」が存在した。彼らは身分に応じ、行き倒れ死体や死牛馬の片付け、神宮領特有の葬送儀礼「速懸」において最終的に埋葬する役を負うなど死穢を忌避する役割を持ち、同時に、周辺藩領の同一身分の者たちと領主関係を越えた身分集団を形成し、通婚や情報の共有、役負担などにおいて、密な関係を有した。ただし江戸時代後期には、斃牛馬処理権と役務負担、ささら身分を統括する三井寺近松寺の支配などを巡り、身分集団の頭支配から脱し、本村の意向に従っていく動きが見られる。参宮街道沿いに位置し質稼ぎが盛んな当地では、農耕作の奉公人需要が高く、「穢多」身分の者が少なからぬ田畑を耕作していた。そしてそのことを、伊勢神宮も認識していた。文政六（一八一三）年に山田奉行が、「穢多」身分の者が納める年貢米の「穢れ」について神宮神官に問い合わせるが、神宮側は敢えてあいまいな形での収束を図る。総じて神宮領における被差別民は、生業や身分存在、役務などについて、周辺他藩領の被差別民と多くを共有し、差別の実態に関しても本質的な違いは認められない。

はじめに

清浄さを保つことを旨とする伊勢神宮の「領地」においても、江戸時代には様々な被差別民が存在していた。彼らは「神領民」たるがゆえに、幕領や藩領など一般の武家領地の被差別民とは異なる存在形態を取るであろうか。穢れ意識と被差別民の存在とは直接結びつくものではないものの、神社特有の触穢観念と差別との関係を説明する必要性は贅言を要しないであろうし、その点において神宮領の被差別民の実態を明らかにすることは、伊勢地域史に留まらぬ意義がある。

内宮・外宮の門前町たる宇治と山田には、それぞれ牛谷と拝田という非人集落が存在し、彼らは古市に近い歓楽街で参宮客相手に竹製の楽器（「ささら」）を用い、「説教節」を奏でつつ諸芸を演じるといふ、下級宗教者かつ芸能民としての側面を持ちつつ、伊勢の地における死者を送る特有の儀礼「速懸」において墓地での土掛け役を務めるなど、「死穢」を引き受ける役割を果たしていた¹⁾。門前町周辺の農村には、武家領一般の「穢多」農村と同様に、斃牛馬処理権を持ち皮革業に携わる人々が居たが、彼らは同時に中世以来の猿楽座たる伊勢三座に連なり、また神社の地鎮祭にあたる「方固め」に従事する陰陽師系の性格をも持った²⁾。しかしながら、宇治・山田の門前町とその周辺農村（伊勢神宮を起点に、宮川より内側の村落を指す）の地は、自他共に「神宮領」と表現は

するものの、伊勢神宮が「領有」する実態はない。神宮は遷宮に際して、「神領民」たる彼らの主体的意志に基づき、お木曳きや白石持ちなどの儀礼的奉仕を受けるが、領主的支配の根幹たる年貢や諸役を賦課し、徴収する権限を有してはいないのである。触の伝達や犯罪者の処分など行政的支配の一切、つまり人の支配も、幕府の遠国奉行たる山田奉行の下で、宇治会合・三方会合という住民組織が担っていた³⁾。神宮が宇治・山田の住民に何かを告知する場合には、神宮から宇治会合・三方会合に「依頼」する形で行っていたのである。

一方で伊勢神宮は、門前から地理的に離れた多気郡の地に、斎宮村、上野村、有爾中村、竹川村、平尾村の五つの村からなる三千四百石の「神領五か村」という直轄領を有していた。この村々の住民たちは、伊勢神宮の領民として宇治・山田やその周辺農村の触穢觀念を共有し、死の発生にも仏教式の葬儀ではなく「速懸」で対応する。神宮の祭主・藤波氏が京都から伊勢に下る時に、潔斎の機能を持つ場でもあった。伊勢神宮はこの五か村から収納する年貢を重要な経済的基盤としており、両宮長官の下にそれぞれ代官が設置され、山田奉行の上位行政権を受け容れつつも、五か村に対して独自の触の発給や諸役の賦課などの権限を行使した。

度会郡、多気郡、飯野郡は「神三郡」として古くから伊勢神宮が領有したが、中世末に武家の侵略を受け、また神宮門前町の宇治・山田の地は自治都市として発展していった。近世統一政権は、宇治・山田とその周辺地域については宇治会合・三方会合の両組織に支配を委ね、事実上の幕府直轄都市とした。この地域に検地の棹が入らなかつたことについて、秀吉の神宮崇敬の念に帰する説明や、宗教的勢力の懐柔策とする説もあるが、神宮に実質的な利害の変化はなく、三都や城下町などと同様

の都市恩典策と考えた方が理解し易い。そして神三郡では僅かに残った多気郡の領地を神宮直轄領として追認し⁴⁾、他は諸家が散り散りに領有する関係が残存した。江戸時代中期以降には、神領五か村を紀州藩領、鳥羽藩領、津藩領、八田藩領、西条藩領が取り囲むような形で領地関係が成り立っている⁵⁾。

さて、こうして多気郡に残った神宮直轄領Ⅱ「神領五か村」にも、様々な被差別民が存在した。本稿は、神宮が領主権を持つ地における被差別民の特性（その有無も含め）を検討することを課題とする。宇治・山田及び周辺農村の被差別民との異同や、直轄領をとりまく諸藩領の被差別民との関係、またそれらの時期的な変化に留意して検討するが、神宮領のみならず伊勢国の部落史研究が立ち後れている現状に鑑み、史料から判明する事実を出来る限り確定していくことに努めることとする。

一、神宮直轄領の被差別民の成立と役割

1、非人集落

一七世紀後半期から一八世紀初頭まで、神領五か村の一、斎宮村の領内の塚山というところに非人集落が存在した。塚山とは現在の斎宮歴史博物館に近接した、塚山古墳（円墳と方墳の群集墳）として知られる小丘である。斎宮村の本郷集落とは地理的に離れており、鳥羽藩領の坂本村との村境に近い地であった。

元禄一五（一七〇二）年のこと、山田の拝田の牢に収監され、山田奉行の吟味を受けていた長四郎という盗賊が、仲間である山田曾祢町の安衛門と権八が斎宮村塚山の古蔵宅に潜んで居ると白状した⁶⁾。報せを受けた神宮の代官らは、山田奉行所の指示を得て非人身分の拝田の者を

二十人ばかり召し連れて齋宮村に赴く。齋宮村庄屋と共に吉蔵を尋問するが、吉蔵は安衛門や権八とは旧知であることは認めるものの、今回は泊めては居ないと嫌疑を否定する。ただ、安衛門は昨今は伝衛門と名前を変え、坊主の時は地藏坊と名乗っていたと述べるなど容疑者とは懇意の様子で、直ぐには無理だが日数を掛ければ捕らえてみせる、とも答えた。

神宮代官は、吉蔵が以前にも盗人の宿をしたことがある事実を把握して警戒を怠らず、庄屋たちにも吉蔵を見張るように命じた。調べによれば、お尋ね者の一人・権八は山田鍛冶垣外の住人であったが、少し前に「旧離帳」に付けられ、無宿者となっていた。代官は、こうしたアウトロー集団と吉蔵とが日常的に交流していると睨んだのであろう。同時に山田奉行所に対して、吉蔵及び塚山の集落について報告している。まず吉蔵の出自は次のようなものであった。

一、吉蔵出生ハ山田西世古ふとじ垣外二而、親も吉蔵と申候而、西世古ニ罷有候内ハ瓦屋之手代奉公致候、其後ハ大間社之向ニ家を求、さし物屋を仕候而罷有候、其節ハ吉蔵八九才之時分ニ而御座候、主人ハ橋村織部ニ而御座候、其後熊野長島ニ母方之ば、在之候ニ付、此方へ参両親同吉蔵共ニ罷有候、其後不仕合ニ付此方へ立帰り、親ハ同心者ニ罷成はいほ川原ニ而相果申候、其後吉蔵神領齋宮村へ罷越候、齋宮村塚山ニ住宅仕候、廿八九年ニ罷成候、只今吉蔵年六十一歳ニ罷成候

元禄一五年当時に吉蔵は六十一歳であったから、山田西世古の「ふとじ垣外」で生まれたのは寛永一七（一六四一）年頃となる。親は瓦屋の手代奉公をしていたが、後には「大間社」近くに引越し、指物屋をした。宇治・山田の町では一般の者は神官身分の者と主従関係を結ばなければ居住できないが、吉蔵家の主人は橋村織部であったという。九州地

方に檀家の多い外宮の有力御師、橋村大夫（三方年寄家）の一族であろうか。その後吉蔵一家は、一時母方の祖母の実家である紀伊国長島に移住するが、立ち行かずに伊勢に戻る。親が「同心者ニ罷成、はいほ川原ニ而相果」とあるのは、通常の死ではなく一家が身分を落とす原因であったことをほのめかしているようだが、詳細は分からない。ともあれ、二十八、九年前、つまり延宝元「寛文一三」（一六七三）年か同二年頃に齋宮村に移住し、塚山に居を構えたという。

吉蔵には妻子が居た。齋宮村へ移住後に形成された家族であろう。妻は齋宮村に接する同じ神宮直轄領の竹川村出生で四十六歳、二十三歳の女子なつを筆頭に三歳の男子「小坊」まで二男四女をもうけている。塚山には吉蔵一家のほか、六十六歳の六兵衛一家（妻と一男二女）、他に後家を当主とする家が二家（一家は後家と娘のみ、もう一家は後家と二男）の計四家十八人が住んでいたが、この塚山の四軒の者たちに関する神宮代官の説明内容が注目される。

此塚山之者共ハ何れ茂乞食同前之者也、齋宮村之内ニ落者倒者等有之候節者、此塚山之者共取扱仕候、又此吉蔵ハ齋宮村之番等相勤候故、二度之秋ニ村中（前）少宛米くれ申候、尤此者共共田（前）地も作り候、両宮之間ニ而谷拜田之者之様ニ有之候

塚山の集落は、齋宮村の一分郷に過ぎないのではなく、村で特有の役割を担っていた。吉蔵自身が齋宮村の番人を務め、年に二度村中から施米を受けていたが、同時に塚山の集落として村内に行き倒れ死体などがあった時に取り片付ける役を負っていたという。むろん村落における番人の役割として一般的に見られるものではあるが、神宮領で特に強く求められる死穢を除去する役割を、集落として担ったのである。神宮代官は、彼らは田地を少々作るが、基本的には「乞食同前」で、伊勢の非人

集団、拜田・牛谷の者と同様の存在である、ともしている。

さて、吉蔵はやはり盗人に関わった罪を認定されたのであろう、他の後家一家と共に村から追放の処分を受けた。山田奉行所のこの処分は神宮及び宇治会合・三方会合に伝えられるが、両会合では吉蔵たちが「えつた乞食之事二候故」という理由で、宇治・山田市中全体に告知することとはなく、牛谷・拜田の被差別身分集落に限定して伝達している。彼らは、役割からも身分存在からも「穢多」身分とは異なるが、宇治・山田の非人集団とは確かに共通の性格を持っていた。

四軒あった塚山集落から二家族が追放された訳だが、残りの二家族も塚山に止まることを許されず、「本郷」⇨斎宮村の集落へ引越すことを命じられた。これは斎宮村だけでなく、同じ時に上野村の「里離家」や有爾中村の「新在家」九軒についても同様の指示があった。村の集落から離れ、村役人の目の届かない地が犯罪者らの拠点となることを防ぐための措置であろう。

こうして斎宮村の塚山集落は姿を消すことになったが、塚山から移住した者は斎宮村の「本郷」でどのような生活を営んだのか、そして死体処理や村の番人などを担う塚山集落の役割は誰に引き継がれたのかを跡付ける史料は遺されていない。

2、村の番人

神宮直轄領の番人については手掛かりが少ないが、竹川村の事例を見てみよう。安永八（一七七九）年段階で竹川村には村平という番人が居た。ただし竹川村と紀州藩領の金剛坂村との村境に住み、両村から扶持を貰い、両村の番人を兼ねるといふ存在であった。この年五月、隣村の斎宮村の喜兵衛という者が、盗品を預かった嫌疑により、代官を通

して山田奉行所からの召喚を受けた。この時に山田奉行所では番人村平の付き添いを検討するが、紀州藩領の村を兼帯するために躊躇し、居住地がどちらの領地なのかを問うてきた。竹川村庄屋は、山田奉行所からの呼び出しにはいつでも番人を召し連れて参上する旨を述べている。犯罪の嫌疑を受けた者は斎宮村の住人だが、所属村とは関係なく、神宮領の番人として山田奉行・神宮代官の使役権があるのか否かが問題になっているのであろう。

この村平は、事情は分からないが翌年一月二五日に「番人仲間二子細有之候様子二而出奔」した旨が、山田奉行所に届けられている。この「番人仲間」とはいかなる組織であつたらうか。村平は間もなく竹川村に戻って来たようで、寛政七（一七九五）年には再び竹川村番人として姿を見せている。この年の八月に牛松という盗賊が紀州藩松坂領下村の番人・伴七によって捕らえられたが、村平は牛松が神宮直轄領でも盗みを働いたとの情報を伴七から得、伴七方に赴き牛松を「吟味」したところ、竹川村で衣類などを盗んだことを白状した。

この時の措置が不十分だったとして、村平は神宮の代官に詫状を出している。村平は伴七を訪ねた際、伴七自身は不在で「松坂番人頭」の高町村（高町屋村）新五郎が居合わせたか、当座の挨拶のみで、牛松の吟味が済んで落着いたならば知らせてくれるようにと依頼することを失念した。そのことに気付き、翌日に谷村（紀州藩田丸領）番人の長兵衛を伴七方へ「遣」わしたが、「其儀者御上之事故我々江者難相知」と拒絶され、またそのことを庄屋に報告することも怠った。それゆえに「伴七方江駈合者遅ク候共、兼々私共仲間江頼置、先々江手を廻し置、御払二も相成候ハ、早速捕へ可申処」を手遅れになってしまった、と謝罪しているのである。

事件の経緯はともかく、村平が下村や谷村の番人、松坂の「番人頭」と顔見知りで情報交換も密に行っていること、紀州藩領谷村の番人を松坂へ「派遣」するという関係を有していることから、最後に引用した部分に見える「私共仲間」とは、村平自身を含め、ここで登場する番人たちによって構成されていることを思わせる。村平が兼任する金剛坂村が紀州藩領であることも考慮しなければならないが、金剛坂村と谷村は同じ紀州藩領でも田丸領であり、松坂領の下村、高町屋村とは領主支配の系統を異にしている。また詫状はあくまで神宮領竹川村の番人として神宮代官に対して出しているものであり、領地編成とは別個に、多気郡から飯高郡にかけての範囲で非人仲間集団（番人仲間）が存在し、そこから村々へ番人が派遣されている関係を想定しても良いのではなからうか⁹⁾。

3、「穢多」の移住集落

多気郡の神領五か村のうち、齋宮村と有爾中村には「穢多」集落が存在した。この集落がどのような経緯で成立したのかを伺わせる一次史料はない。齋宮村の「穢多」集落は一定の斃牛馬処理権を有したが、近世社会一般の武家領で見られる皮革需要に基づく領主編成ということは神宮領という特質から考えられないし、次項で言及する「ささら」の如く、起源が前代に遡る芸能・宗教的存在でもなさそうである。

齋宮村の庄屋文書に含まれる後代の記録¹⁰⁾によれば、同村の「穢多」集落は貞享四（一六八七）年二月に、紀州藩田丸領谷村から数家が齋宮村内の畑地に移住して来ることで成立し、その後、次第に家が増えていったのだという。移住は両村の村役人同士の正式な手続きを経て行われたとし、田丸領の奉行や山田奉行の承認があったことも匂わせる。この時の移住を直接的に裏付ける史料は見出せないものの、後に検討する斃牛

馬処理権をめぐる関係文書でも谷村とのつながりは濃厚に認められ、近隣の他の「穢多」集落も含め、近世前期に谷村を起点として各地に移住する形で広がっていったことを窺わせる。彼らの檀那寺は、谷村や近隣の「穢多」集落と同様に、いずれも中南勢地域（一部紀北にも及ぶ）における被差別身分の者たちの信仰を集めた、松坂大黒田村の善覚寺であった。齋宮村内の「穢多」集落は、近世後期には家数十軒、七十数人の規模となり、また五十五石、あるいは八十石ほどの持ち高を有した。このことは神宮も「穢人共も既ニ太神宮領御朱印地之内高預り致作得」という表現で認識している¹¹⁾。神宮直轄領の村では、「神宮領」としてひとくくりにされるのではなく、書類上は両神宮長官、祭主、慶光院以下個々の神官に至るまでの多数の給人に土地も領民も分けられている。そして彼ら「穢多」身分の人別も、彼らが耕作する土地も、そのいずれかに属していたのである。ただし、行政支配や年貢出納は、基本的には長官配下の代官によって一括して行われていた。

村にとって「穢多」集落はいかなる存在であったらうか。伊勢参宮街道が通るこの地域は、人・荷物の運搬や旅人向けの飲食物販売などが盛んで、農業を捨てて賃稼ぎに出、米を買って年貢を納めることも行われた。必然的に田畑は荒れ気味になり、神宮もこれを問題視するが、街道稼ぎの奉公人需要が高いため田畑を耕す労働力は不足していた¹²⁾。天保三（一八三二）年四月に神宮代官に宛てた願書のなかで齋宮村庄屋たちは、「穢多」集落の者たちについて「当村田畑も余程先年方作舞為致」とし、村内の田畑耕作を維持する上での必要性を指摘している¹³⁾。さらに庄屋たちは、彼らが「諸事村方之用向等も相勤来」とする。残念ながら「村方之用向」の具体的な内容は記されないが、文脈上、村内の斃牛馬処理とは無関係である。先に見た塚山の非人集落が元禄一五（一

七〇二）年に解体し、また齋宮村内には次項で触れる「ささら説教」身分の者は居らず、また近世中期以降に番人の存在が確認できないことから、あるいはこの「穢多」集落が、死穢を引き受ける役割を担ったことも考えられるのではなからうか。

この点で留意したいのは、神宮の長官家に死者が出た場合に、「速懸」の「土掛役」が直轄領農村に賦課されたことである。宇治・山田では、最終的に死の穢れに接する「土掛役」（墓穴堀も含む）は非人集団たる拜田・牛谷が行うのが一般的であったが、初期には死者が有力者であった場合はその家来が死穢を引き受け、この役を担う事例が見られた。神宮長官家が「土掛役」を、宇治・山田の專業者、拜田・牛谷の民に金銭で委ねるのではなく、人格的に支配を及ぼす直轄領の領民に担わせたのは、速懸の本来のあり方に沿ったものでもある。

天明二（一七八二）年八月、内宮の長官名代・藪田頼母助家で不幸があった際に、齋宮村庄屋の友五郎のもとへ次のような書状が届いた¹⁵⁾。

口演

当方喜代子御病氣之処、及大切候間、明十四日九ツ時まで二土掛かぶ之者、人罷越候様御申付可給候、為其如此二候、以上

八月十三日

藪田頼母助 役人

齋宮村 友五郎

庄屋の友五郎は早速承知する旨の返書を送り、翌日に百姓一人を送るが、「併シ土掛株と申者者無御座候、是迄御用之節者百姓之内を見立差上候義ニ御座候、左様ニ思召可被下候」としている。右の文書で神宮側は、「土掛株」という特定の身分存在を想定したように見えるが、齋宮村ではそれを否定した。だが、文化七（一八一〇）年十月に内宮経高長官が死去し、文化十年七月にやはり内宮の佐八長官が死去した際に「土

掛人」として送られたのは、共に齋宮村の久吉という者であった¹⁶⁾。そして、「速懸」の野辺送りという事実上の葬儀に、神領五か村では村役人を始め村々の有力者が参列しているのだが、出役した者が不明の天明二年時を含め、いずれも「土掛役」は五か村のなかで齋宮村に対してのみ、求められている。

この久吉が「穢多」身分の者であった確証はない。だが、宇治・山田と同様に触穢の禁忌規定を共有する神宮直轄領において、百か日の穢れを伴う「土掛役」を一般の住民が引き受けるであろうか。「土掛株」という称呼はないにせよ、神宮領たるこの地で行われた「速懸」の「土掛役」は当地の被差別民が担い、そしてこれも齋宮村の庄屋が言うところの「諸事村方之用向等」に含まれるのではないかと考える。

4、ささら説教者

簡素な竹製の楽器（これ自体も「ささら」と呼ぶ）を打ち鳴らしつつ踊る「ささら」は、芸能民として、また説教節を謡う宗教者でもある面が注目を集め、歴史学以外に国文学や芸能史研究のなかでも取り上げられてきた¹⁷⁾。太閤検地帳に「ささら」の肩書きが記されることから成立は前代に遡り、中世の神宮領に淵源を持つ唱門師念仏聖系の賤民身分であるとの指摘もある¹⁸⁾。

伊勢国内には北から南まで十二郡の村々に領地とは無関係に見られ、小規模な被差別部落が散在する三重県の部落史を特徴付ける存在でもある。鉢叩きや茶筌、陰陽師、言祝ぎなどの属性をも有したが、近世段階では地域によって、特に領主の政策による規定を受け、その性格は異なっていく。

伊勢神宮門前町の宇治・山田には、間の山という歓楽街でささらを持つ

て参宮客を相手に芸を見せ、銭を乞う者たちが居たが、彼らは拜田・牛谷という非人集団に属していた。紀州藩田丸領、特に田丸城に近い田丸町、勝田村、上地村には延享二（一七四五）年段階で四十名ものささらが居り、彼らは田丸城の掃除役や牢屋敷の番役、罪人処刑時の諸役を担った。津藩のささらも、城内の掃除役や刑場・牢獄に関する役務を担っていた。ただし、津藩のささらは、穢多身分とほぼ同義であったとも言われ¹⁹、南勢地方に散在するささらとは実態を異にするのかもしれない。彼らを統括したのは、音曲を奏じる者たちの信仰を集めた近江国三井寺近松寺の別当・蟬丸宮であり、伊勢国だけでなく畿内近国の同身分の者たちは、近松寺の例祭時に参拝し、近松寺執行職の代替時にも寺に登ることが求められた。

ささら身分の者たちに転機が訪れたのは、正徳三（一七二三）年のことである。近松寺は伊勢国内のささらたちに廻状を送り、「不淨穢らわしき職」や村の番人役を停止し、「説教者」としての勤めに専念するべきことを命じた。これに対して拜田・牛谷の民は、それでは渡世を維持できないとの理由で説教者の方を止め、近松寺の支配から脱して賤民身分に留まることを選び、一方、紀州藩田丸領のささらたちは牢獄管理や罪人の処刑役、警備役などの免除と、それらを穢多身分の者に負わせるべきことを藩に出願し、これによって元々同じささら身分であった者たちは、「説教者」と「穢人」に分岐したという。だが、別稿で明らかにした通り拜田・牛谷の民はささらとしての属性を捨てた訳ではなく、そして紀州藩領のささらたちが被賤視から免れた訳でもない¹⁸。また、拜田の者たちが近松寺の誘いを受けなかったのは、田丸領のささらたちとは異なり農地の所有がなく、生計を立てる上でやむを得ず賤民身分に留まったとされるが¹⁹、これも不十分な説明であろう。拜田・牛谷の

民たちの生業実態からすれば、近松寺の支配を受けて脱賤化を目指す理由がなかったのである。

神宮門前町の拜田・牛谷の民と紀州藩田丸領のささらとの違いは、実質的には近松寺の支配の有無と、「説教者」の呼称を用いるか否かの違いであったと思われる。神宮門前町とは地理的に離れ、むしろ紀州藩田丸領の村々と日常的な生活圏を共有する神宮直轄領のささらが、近松寺の働き掛けにいかなる対応をとったのかは、次章三節で検討する。

二、役負担と身分特権

1、田丸役所掃除料を巡る争論

安永九（一七八〇）年一〇月一九日の夜九つ時、斎宮村の「穢多」集落に住む清七方へ、有爾中村の「穢多」二名と、紀州藩田丸領谷村、妙法寺村、中須村の「穢多」たち三十人余りが押し寄せ、内側から三方の戸を閉めて集団で清七を打擲するという事件が発生した²⁰。清七の妻子は「人殺し」と叫び、火事の発生かと思った仲間の者や斎宮村の村人たちも駆け付ける騒ぎとなった。清七はしばらく床に臥すことになるが、一〇月末には仲間たち十二名で庄屋に訴え、庄屋から神宮代官に訴訟がなされることとなった。十二名は、当時の「穢多」集落の家長全員であると思われる。また清七は仲間の「頭分」の一人であった。

近隣の有爾中村との間だけならばともかく、紀州藩領の三か村から深夜に三十人もが参加するというのは尋常な事態ではない。襲った側の憤りの強さが伺えるし、斎宮村側の対応からも、清七に対する個人的な恨みからの襲撃ではないことは明らかだ。

神宮代官が長官機構に説明したところによれば、清七を襲った者たち

は「田丸役所掃除料之事」について申し合わせて居たという。吟味を受けた有爾中村の二人は、「掃除料を渡し不申候清七、はだぬき二かゝり候間、紛争に及んだとしている。

「田丸役所掃除料」とは、さら身分に賦課されていた「田丸城掃除役」と同じものであろう。近松寺の後押しを受けて紀州藩田丸領のさらたちは、説教者として「不淨穢らわしい役」を免れたいとし、それらの役を「穢多」身分の者が代替すべきと主張した。ここで言う「不淨穢らわしい役」とは、牢屋敷の管理、罪人の拷問・処罰に関わる役や、村から求められる行き倒れ死体の処理などを指し、田丸城の掃除役自体は「穢敷」役とは見なされなかったのだが^②、代銭納化され一括して「田丸城掃除役」と称された可能性はある。

とまれ、その紀州藩の田丸城に関する役務が、なぜ神宮領である齋宮村の「穢多」身分の者たちと関係があるのだろうか。しかも隣村の神宮領・有爾中村の対応を見ると、彼らはこの役銭を支払っていることは間違いない。考えられる理由としては、先に齋宮村の事例で見たように、神宮領の「穢多」集落が田丸領の谷村ないしはその周辺に起源を持ち、移住後も同じ身分組織としてのつながりを維持していたためか、次節で検討する斃牛馬処理権など何らかの身分特権と関わるゆえのことであろう。

この事件に関して齋宮村からの届を受けた神宮は、内々に山田奉行所に相談するが、「他領之掛り」、つまり紀州藩領の者にも関わるゆえ神宮だけでは解決できないとの判断から、正式に訴えて来るようにと伝える。一二月一三日に両宮長官名代と両宮代官から山田奉行所に願書が提出されるが、その後、伊勢の藤倉村の善慶寺と松坂の善覚寺が調停に入り、結局有爾中村他四か村三十三名が連印で齋宮村に対し乱暴狼藉を詫び、

以後の「和熟」を誓約することで決着を見た。「田丸役所掃除料」がどくなったのは、残念ながら判明しない。

2、斃牛馬処理権を巡る争論

近世社会では一般的に、「穢多」身分の者が死んだ牛馬を無償で引き取り、皮革を活用する権利を有した。先行研究に学べば、これは「穢多」（皮多）の身分的特権であり、権利を持つ範囲（草場、芝）は「穢多」村ごとに定められ、かつそれは一般村の意向とは無関係に「穢多」村同士で決められるものである。また全ての住民が権利を有した訳ではなく、「株」を持たない者は排除されていた。

伊勢国の斃牛馬処理権については史料が乏しく説明が遅れているが、部落問題研究所が編纂し、主に県別に部落史の概略が記された『部落の歴史 近畿編』の「三重」において、天保三（一八三二）年に齋宮村を舞台に発生した斃牛馬処理権を巡る紛争事件が紹介されている。典拠とする「齋宮村四郷死牛馬芝一件并駈合之控」がいずれの史料なのか明記されていないため検証できないのだが、概略は次の通りである。

当初、齋宮地域の斃牛馬処理権は、隣接する鳥羽藩領佐田村の「穢多」身分の者が持っていた。だが齋宮村では困窮した「穢多」集落への助成を目的として、自村の「穢多」身分の者に処理権を与えようとする。文政一二（一八二九）年に佐田村に対して、処理権の「支配替」を一方的に通告したところ、既得権を守ろうとする佐田村はこれに抗議し、鳥羽藩の添輸を得て山田奉行所に訴えた。史料が示す経緯はここまでで、「三重」の執筆者は、江戸時代の後期には庄屋ら村役人が芝権に介入して来ることを注目しつつも、「近世を通じて幕府権力は近世的斃牛馬処理権の原則を変更することはなかった」という前圭一氏の指摘を引用し

て、齋宮村の斃牛馬処理権は佐田村の「穢多」に戻されたもの、と推測している。

だが、この事件の結末はそうではなく、また紛争自体が齋宮村と佐田村との二か村同士に留まらず、先の田丸城掃除役に関する騒動と同様に紀州藩領の「穢多」仲間らを巻き込んだ大規模なものであった。以下、神宮文庫などに残された史料から、「穢多」仲間の機能と村共同体の論理との対立、神宮領村内における「穢多」身分の位置付けに留意しつつ、事件の経緯を整理したい。

右の紛争以前にこの地域の斃牛馬処理権の所有関係がどのような歴史の変遷を辿ったのかは、齋宮村の庄屋文書²²⁾に残される旧記や由緒から見るしかない。貞享年中に紀州藩領谷村から数軒の「穢多」身分の者が齋宮村に移住した際、別所、相可、下田辺、上田辺、野篠、田宮寺、勝田、牧戸、棚橋の紀州藩田丸領九か村の村域における「死馬」を取得する権利を、谷村から分け与えられたと言う。だが当初は齋宮村への移住も少数で、それに対してこれだけの村数について権利を分与されたというのは信じがたい。文政一二(一八二九)年段階では、この時点から五十年ほど前には谷村が権利を取り戻していたとしており、貞享年間の権利譲渡云々は、恐らくは齋宮村側が交渉を有利にするために作り上げた「史実」ではなからうか。齋宮村側はこの時期に谷村側と交渉して、隣接する神宮領上野村について、谷村が保持していた死馬の処理権を譲り受けている²³⁾。齋宮村では、自村の被差別民の困窮・難渋を理由に谷村と交渉したとするが、それに並行して佐田村側が所持していた齋宮村域の処理権についても奪い取ろうと試みた訳である。

文政一一年末に齋宮村の庄屋衆(村内で四郷に分かれた庄屋ら)は、来年頭より自村の被差別民に村域内の死馬を取らせることを一方的に決

め、佐田村の被差別民に対しその旨を通告し、それまで行われていた正月年礼に来ることは不要、とした。その後正月寄合において、以後死馬の捨て場所を変更する旨を村内に告知している。

三月一〇日に齋宮村内の町屋郷に住む定右衛門の牛が死に、齋宮村内の被差別民が引き取った。佐田村からの異議を警戒し、村内の寺院に村役人らが詰めていたところ、はたして佐田村側から四人が訪れ、更に大勢が押し掛けるとの風聞もあり、齋宮村では人足を六十人用意するなど緊張感が高まる²⁴⁾。七日後には佐田村に近隣十か村²⁵⁾の「穢多仲間」が集まり、以後は齋宮村側と佐田村側とが権利を折半することを提案してきた。だが齋宮村の被差別民たちは「村役人之差図を以致候事」として、本村の役人と交渉するべきことを求める。

その二日後には松坂大黒田町の善覚寺で、今度は十三か村²⁶⁾の「穢多仲間」の寄合が開かれる。齋宮村の被差別民も婚姻関係などを通して他村の「穢多」仲間とは旧知の関係であり、その伝手で、金五両で権利を折半してはどうかという調停案も出された。

この間、齋宮村庄屋は神宮に対してこの間の事情を報告しているが、神宮は内宮集會での談義を経て、「庄屋支配之者共」のこととして神宮からは指示はせず、庄屋の責任で判断すべき旨を返答した²⁷⁾。

この事件は、地理的には比較的近い範囲ではあるが、領主関係で言えば神宮領、鳥羽藩領、紀州藩の田丸領及び松坂領の村々が関与する事件となっており、また被差別身分集団内部の交渉のみで決められるのではなく、本村村役人の介入が目立つ点でも注目される。大枠としては、それまで鳥羽藩領の佐田村の「穢多」身分が持っていた神宮領・齋宮村の芝権を巡り、紀州藩領の「穢多」身分の者たちが中心となり何度も寄合と交渉を重ね、解決に至った。共通の檀那寺である善覚寺での寄合に象

徴されるように、領主関係とは無関係に身分集団として対応している様相は確かに確認できる。

それにも関わらず争論の発端は、齋宮村本郷の庄屋や一般小百姓らの意向に基づく一方的な「支配替」であった。齋宮村では、それまで佐田村側が持っていた権利は「古来方可相渡何等証拠も無御座、村方へ一向功立候筋も無之」、つまり根拠がなく、かつ村に何の利益ももたらさないものであり、それを自村の被差別民に「支配替」させることは「小前」たちの要望だとしている。この背景には前述したように農耕作に従事する奉公人の払底があり、街道稼ぎに専念したい小前たちが田畑の耕作を被差別民に請け負わせるという事情があった。村に「功」がある被差別民を保護するための本村役人らの動きと言えよう。

その後三年ほどは実質的には齋宮村側の要求が通っていたようだが、天保三（一八三二）年春にこの問題が再燃し、佐田村の村役人から齋宮村の村役人へと、本村同士の交渉がなされた。佐田村は、齋宮村の芝場については古来から佐田村側が権利を有しており、「仕来り通り」に戻すように求める。だが齋宮村は、文政一二年四月段階で「支配替」を佐田村役人に通告済みであり、年月も立った今頃あれこれ文句を言うのは如何なものか、とけんもほろろな対応をする。結局八月末に至り齋宮村側は竹川村（神宮領）庄屋の由右衛門、佐田村側は伊勢場村（鳥羽藩領）庄屋の彦左衛門を仲介人に立てて内済が図られ、齋宮村の芝場は古来佐田村が所持していたことを確認して一旦佐田村へ戻し、その上で齋宮村側が金十両で芝場の「半分」を買い受け、以後は隔年で死牛馬を片付けることで決着がつけられた。形式的には佐田村に理のあることが確認された訳だが、実質的には齋宮村が新たな権利を獲得したものと見えよう。

三重大学附属図書館が架蔵する「佐田村文書」中に、この時の芝場の

売買に関する証文が二通残されているが²⁸、差出人と宛先を見ると双方の「穢多」集団同士で取り交わされたものであり、村役人は登場しない。だが、この文書は百通ほどの年貢免状などと共に、佐田村本村の文書として伝来している。形式上は被差別身分集団同士で売買してはいても、本村が主導していたことは、鳥羽藩領側でも同様であった²⁹。

3、神宮直轄領の「説教者」と近松寺

一八世紀の半ば、神宮直轄領の一つ竹川村には、久五郎と松右衛門の二人（二軒）の「説教者」が居た。説教者とは先に見たように、近江国近松寺が「ささら」たちを身分集団として統括する場合に主に使われた呼称である。正徳年間に近松寺の代替わりの際に作成された帳面には、「竹川村久三郎、同松大夫跡松右衛門」と記載されていると言い、久五郎が久三郎の跡を継ぎ、松右衛門はこの時以来相続してきているのであろう。

このうち松右衛門は延享元（一七四四）年九月に近松寺に赴き、自分は説教者ではないとして、寺の支配から脱することを強く主張した。近松寺はこれを認めず、翌年五月に伊勢に上り、山田奉行所に対して松右衛門（倅の五郎兵衛）の支配を確認するための出願を行う。奉行の指示で神宮は松右衛門や竹川村庄屋らを取り調べた上で、近松寺の主張を認めた。次いで文化四（一八〇七）年二月に近松寺役人は、竹川村と相可村の説教者から、村で賤民扱いを受けていることについて歎願があったとして一般百姓並みに扱うようにと山田奉行へ申し入れた。だが、竹川村の「説教者」二人は歎願の事実を否定し、むしろ説教者として近松寺へ登る「役」から免れたい旨を主張する。

以下、この二度の出願に対応した神宮の記録³⁰から、松右衛門ら

「説教者」の集団組織、負担する役、村内での実態について検討する。

まずは、松右衛門が語る彼の出自から見ていこう。彼は伊勢の生まれではなく近江国膳所の出身で、五歳の時に親に連れられ伊勢参宮をし、それが契機で竹川村の松大夫の家に入り、養われてきた。だが「不調法者」ゆえに説教者は勤めず、説教仲間に属する度会郡上地村（紀州藩田丸領）の松大夫の甥・久三郎が「養子仕、説教者為勤」とする。正徳年間近松寺が作成した帳面には、久三郎と「松大夫跡松右衛門」の二人が登録されているが、久三郎こそが松大夫の跡を継ぎ、自分は説教者ではないとする訳である。ただし、近松寺から指摘されたように、松右衛門は松大夫の居屋敷に居住し、また飯高郡矢川村（紀州藩松坂領）の説教者・八右衛門の娘を娶ってもいる。松右衛門が養子に入った詳しい経緯は分からないが、説教者仲間の間で婚姻や養子のやりとりが行われ、世襲されてきた様相は見て取れる。

説教者は仲間を結んだが、一八世紀前期には多気郡・飯野郡の「触頭」として伊勢場村（鳥羽藩領）の竹内彦四郎という者が居り、近松寺からの廻状は、彼を通して二郡の十五か町村（神宮領の竹川村のほか、紀州藩領、鳥羽藩領、津藩領の村々である）七十二名の説教者に伝達された。松右衛門は、自分の名前も記された廻状が坂本村（鳥羽藩領）の三重郎から届けられたことに不満を持ちながらも、延引することを憚り、次の金剛坂村（紀州藩領）に持参した、としている。なお、触頭の彦四郎は、松右衛門が説教者仲間の一員であることを当然のこととした。

近松寺は、支配下たることの確認と、寺まで登って来ること（「登山」）を求めるのみで、この時の争論文書のなかに田丸城掃除役負担問題は全く出てこない。正徳年間に近松寺は、配下のささらが説教者に専念すること、「不浄」の役を穢多身分の者に代替させることを求めた。先に斃

牛馬処理権をめぐる「穢多」身分同士の争論で、紀州藩領であるか否かに関わらず、田丸城の掃除役の負担が焦点になっていることを見たが、この近松寺の要求が受け容れられ、ささらは説教者となって掃除役を免除されたのであろうか。

松右衛門は村内での生活に関して、近き頃まで村に雇われ「郷使」を務め、「不浄之役」に従事することで生計を立てて来た、としている。後の村役人の書面には、「説教者」は墓の穴掘りや行き倒れ死体の処理などを行う、ともある。宇治・山田では、葬送儀礼たる「速懸」の際に死穢を避けるために墓の穴を掘り、死体に土を掛ける作業は、拜田・牛谷の非人集団が主に担った。竹川村も神宮直轄領として触穢観念は共有し、やはり「速懸」を行っているが、この村では拜田・牛谷の者たちと同じ役割を、「説教者」が果たしていたのであろう。

さて、もう一人の「説教者」の久三郎は、延享年間にはまさに説教者としての渡世を行っていたようだ。だが文化四（一八〇七）年時の竹川村役人の山田奉行に対する返答書によれば、五十二、三年以前までは説教を語り、ささらを摺って施し物を受けていたものの、現在では中絶しているという。一八世紀中頃、宝暦四、五年頃には竹川村で「説教」を営む者は居なくなったことになる。もっとも近松寺側では、説教を執行しなくとも説教に「重縁」な者として、彼らへの支配権を主張した。

松右衛門は延享年間争論のさなかに病死しているが、郷使を辞めてからは専ら百姓をしているとし、また文化四年時の「説教者」たちは、五、六十年以来百姓勤めをし、内職に綿打ちなどをして、その日稼ぎで困窮している、と述べている。なお、この「綿打ち」もささら身分の者が行うことでの多い仕事であった³¹⁾。

「不浄之役」を勤めることが差別には直結しない。だが、松右衛門が

そうした役を担うか否かに関わらず、また「説教」勤めの有無にも関係なく、村内で彼らは明らかに身分的な差別を受けていた。村で毎年作成される宗門帳には、松右衛門も子供の五郎兵衛も（明記されてはいないが、間違ひなく久三郎も）、帳面末尾に「撃措」という肩書きで「地下人之列二入レ不申」、つまり一般の住民とは区別して記載されたという。「撃措」とは、この言葉自体は辞書に見当たらないが、「撃」は鼓を撃つという使い方があり、「措」は「する、こする」の意であり^②、さらを示す言葉であることは間違ひなからう。そしてこの宗門帳の別記載が、松右衛門の主張を退け、彼を「説教者」と認定する決定打となった。

この決定は近松寺にとって、松右衛門（倅の五郎兵衛）への支配権の確認という点では勝利であったが、正徳年間以来、説教者の脱賤化を主張してきたことは全く齟齬するものであった。文化四年に近松寺役僧が再度山田奉行所に働き掛けたのは、この点の解消を目指したものであったろう。先にも見たように、竹川村と相可村の説教者から、村方で受ける差別が渡世の障害になっているとの歎願を受けたとして、配下の村役人に改善の指示を求めた。ここで相可村の村名があがっているのは、この村が紀州藩田丸領に属しつつも、神宮の有力御師である春木大夫、上部大夫の領地を含むからであろう。

だが、竹川村の「説教者」の三四郎と久治は^③、近松寺の働き掛けに同調しなかった。「卑賤視」の解消と村方百姓並みの扱いを求めた歎願などしていないとし、むしろ近松寺に赴く「役」をこそ免れたい、と主張する。

「差別」の実態については、神宮からの問い合わせに対する竹川村庄屋中の返答書にまとめられている。それによれば、「説教者」は村方百姓との婚姻は一切なく、先に確認した「不浄の役」や郷使などを勤め、宗

門人別改帳には末尾に一般百姓とは分けて記載され、そして「組合」（五人組か）も村一般とは別で、諸役掛かり物も免除される。かつ「同火」の習慣の有無について「右之儀者近在二而者同火為致候趣二御座候、当村二而者指心附候者同火不致候」と答えている。心得のある者に限定されるような微妙な表現ではあるが、「同火」に關しても差別的な扱いを受けていることは間違ひない。そして「説教者」の側も、近松寺に同調して脱賤化を要求するのではなく、むしろ近松寺の頭支配から脱し、村の論理の下で生きることを選んでいく。この点は、やはり近松寺の支配から抜けて三方会合・宇治会合の下に位置することを選択した拜田・牛谷の民、また斃牛馬処理権をめぐる他の「穢多」集団と一線を画して村の主張に従った齋宮村の「穢多」身分の者にも共通する動きと言えよう。

なお、一章二節で見たように竹川村には隣村の金剛坂村と兼任する形ではあるが、番人が存在していた。さら身分は、近世前期には治安警察的な機能を負ったことが指摘されるが、少なくとも竹川村においては、「不浄の役」や「郷使」を勤める「説教者」と、番人との間で役割が分掌されていたのであろう。

三、被差別民の年貢米

1、幕府の「穢多」年貢金納令

江戸時代に被差別民が耕作・収穫した年貢米は、他の一般の百姓の年貢米と同様に領主のもとへ納められたのであろうか。享保五（一七二〇）年八月、幕府は次のような法令を出している^④。

一、穢多納候物成米之儀、米二而相納候所も有之由、当年よりいづれも金納可被申付候、差支候事も有之候ハ、可被相候

全国令ではなく幕領に限定されたものであろうが、「穢多」身分の者が作った米は穢れているため代金化して納めよという、露骨なまでの差別法令である。翌正月には追加法令として、三分一銀納、十分一銀納の場合でも同様で、また銀納でも一般百姓と包みを分け、上書きに「穢多納」と書き付けるべきことを指示した。

ただし追加法令に「朱書」で記されるように、享保七年には「古来之通百姓並二納させ候積り」と全面的に撤回された。米の金銀納はその相場次第で事実上増徴となる場合もあり、また「穢多」身分のみ貨幣納とすることの困難さが直接の原因であらう。

しかしながら、「穢多年貢米」への差別的な扱いがなくなつた訳ではない。この問題を検討された森杉夫氏は、この撤回後も幕領農村では、被差別集落に対して本郷農民の米を「相對」で購入させる事例があったこと、天保六（一八三五）年に和泉国一橋領の農村で被差別民の年貢について米での上納の可否を代官に問うたところ、代官は買米での上納を命じ、どこで購入したかをも届ける様に指示したことなどを紹介している³⁵。穢れを忌み、清浄を重視する神宮領においては、被差別民の参宮や彼らとの「同火」を伴う食事、家屋内への立ち入りなどに関する制限規定に事欠かない。また、神領五か村から納められる年貢米のうち、二百八十石は神宮の重要な神事たる朝夕の御饌米供進に使われる分でもあった。直轄領の「穢多」身分の者から神宮へどのように年貢が納められ、それを神宮はどう認識していたのだろうか。

2、山田奉行所の尋問と神宮の対応

文政六（一八二三）年九月九日、山田奉行所に重陽の節句の祝賀に参上した両宮の長官名代は、儀礼終了後に奉行の用人・矢野平大夫から、

非公式な形で尋ねを受けた³⁶。それは、宮川内の各地に「穢多」が居り、小作をしていると言うが、彼らが作った米麦を食用にしても穢れにはならないのか、また彼らの耕作した地に穢れは掛からないのか、というものであった。矢野は、「急度被申出候而者差支之筋有之候ハ」と、返答の仕方に配慮を示し、あくまで内々の心得のためだとしている。

この時期に「穢多」身分の米作について山田奉行の用人がなぜ問題にしたのか、直接の契機は不明だが、別稿で明らかにしたように享和元（一八〇一）年以降に伊勢に訪れた「穢多」身分との同火が問題視されるようになり、文化九（一八一二）年、同一二年にも相次いで「穢多」身分の同火を原因に市中が触穢となつたことと無関係ではなからう³⁷。

長官名代らは返答を保留し、九月一二日に両宮の神官が集められ、協議がなされる。そこではまず、詳しい事情を返答すれば支障を来すだろう、という点が確認される。今回の尋ねは「宮川内」の「穢人」についてだが、「宮川外」の直轄領である斎宮村に「穢人」が居り、彼らが「太神宮領御朱印地之内高預り致作得、右上納米神宮内へも年々請取来候事二候得者」という点が、神官たちの懸念材料なのであった。彼らは直轄領斎宮村の「穢多」集落から年貢米が神宮に納入されていることを承知しており、この点を山田奉行所から指摘されることを恐れたのである。そのため「兎角大躰之所を以一ト通り相分り候様」と、一般論に留めて、しかも書面にはせず口頭で返答することになった。

翌日山田奉行所に出頭した長官名代らは、矢野平大夫に対して、「穢人」から米穀に限らず何であっても買い受けることがあってはならないが、「穢人」が手に触れた物を売買する場合、出所を一一確認することは不可能で、「右躰之義、制の限ニあらず」「格別之儀」、つまり問題にはできない。先例を重視する神宮でも適当な事例は見いだせず、確とし

た返答はできないが、「御倉」下されたい、とした。

だが、矢野平大夫は、神宮側が恐れていた問題を取り上げてきた。彼は「実ハ売買之儀ニハ無之、神領内所々穢多共有之、無高二而清浄之地へ米麦致耕作、右年貢米金納ニ致し候へ者子細有間敷候得共、其作得之米麦ニ而納候節ハ如何可有候哉、御尋申事二候」としており、まさに享保年間に幕府が金納令を命じた際の課題たる、「穢多」身分が耕作した年貢米の「穢れ」を問題として指摘しているのである。実際には宮川の内には神宮に年貢を納める地は存在せず、また恐らく彼は、多気郡の神宮直轄領に居住する「穢多」身分の存在を把握してはいなかったものと思われる。実態としては、斎宮村の「穢多」集落は無高などではなく、神宮の朱印地を正式に耕作する存在であるため、矢野平大夫の指摘以上に深刻な問題となる。

神宮神官らは、被差別民の年貢米問題に波及することを警戒していただけに、さぞ困惑したことであろう。その場では、「右躰之儀取調子候事二而者彼是差支も可有之哉ニ奉存候故、不申候儀者制之限ニあらずと申所御倉被下、宜御取斗御座候様」と申し入れた。詳しく調べると却って問題が生じるので、言外の意を察して欲しい、との歎願である。矢野はこれに対し、深くは穿鑿しないが「一躰之心得方」を文書で返答することを求める。二週間後に神宮は、今回のことが「表向之御尋」ではないことを改めて確認した上で、次のような書付を矢野に対して提出した。

清所之田地ニ而穢人耕作致し候米穀穢有無之事

右米穀穢人之手ニ触れ候故穢有之候、但穢人之手を放れ候後数日候上者穢氣尽可申候得共儀も可有御座候得共、其所見無御座候、一躰之心得方御内々御尋ニ付御答申上候

九月

三

「穢人」の手に掛かる米穀は、「穢」を免れない。しかし、「穢人」の手を離れて数日を経れば、「穢氣」は尽きるとの可能性を示唆してもいる。これ以後に直轄領の年貢米について追及された際の予防線を張っているとも言えよう。矢野はこの返答を了解して、一応ことは収まった。

この応答は山田奉行所と神宮神官の間でのみ行われており、斎宮村など直轄領の庄屋らに相談がなされた形跡はない。だが、何らかの形で情報が伝わったことは考えられる。四年後の文政一〇年、折からの凶作で年貢納入が困難となり、納入期限の迫った一二月、斎宮村から神宮代官に年貢の一部延納と拝借金の出願がなされた。拝借金の額は当初は七十両、却下されて次には二十九両、最後は十一両まで減額され、その段階で代官から神宮に取り次がられている。最後の願書で斎宮村では、「穢多」集落の年貢負担について言及し、困窮した彼らは強いて徴収しようとするれば離村しかねず、そうなれば八十石もの高を村で引き受けなければならなくなる、という状況を説明した。そして彼らの年貢米について、「御年貢米者私共江請取、私共之上ニ而外作徳米与振替上納仕候儀ニ御座候」と記している。拝借金の必要性を訴える部分で、年貢納入時の米の振り替え方を述べる必然性はなく、文政六年の山田奉行所からの尋問が、代官を通して伝わっていたことの反映ではなからうか。

被差別民の年貢米がどのような形で納入されたのか、その実態は分からない。斎宮村の庄屋の言うように、「穢多」身分の耕作した米は一般農民の作米に振り替えられ、実際には神宮には納められなかった可能性もある。元々直轄領の年貢米は、一部は貨幣納化されてもいた。一方で、給人が多数にわたり、斎宮村内は四郷に分かれて、それぞれに庄屋が置かれるという複雑さと、神宮への納入は寛政五（一七九三）年以降は代官が一手に行っており³⁸、耕作者と納入先の判別はほとんど不可能で

はないかとも思われる。

肝心なことは、直轄領地内の「穢多」集落の存在と、そこから年貢米が納められているという現実についての神宮の正確な認識であり、且つ山田奉行所はそれを問題視したのに対し、神宮自身は改める意思を示さなかったという点である。

おわりに

神宮直轄領には、「穢多」身分、非人身分、そして雑種賤民系のさら(説教者)身分の三種の被差別民が存在した。彼らの何れもが、その組織性については濃淡があるものの、周辺他藩領の同一身分の者たちとの間で集団を取り結んでいた。さら(説教者)身分の触頭や「穢多」身分の斃牛馬権問題で見られるように、伊勢国南部のほほ度会・多気・飯野の三郡に飯高郡を含む規模の身分集団が存在し、多気郡の一部をなす神宮直轄領は、その一つの縮図を示していた。斃牛馬処理権(芝権)については、江戸時代中の権利の移動や争論の経緯から見る限り、紀州藩領の谷村を中核に当初南勢地方一帯に広域的な芝権が保持され、住民の移動と共に、斃牛馬処理権を持つ集落が次第に地域的に広がっていった可能性を推定できる。

近世後期に領主編成を越える身分集団に対して、本村が主導権を持ち介入する動きも、いくつかの局面で確認できる。さらの場合、脱賤化を目指す三井寺近松寺の支配から村共同体への依存を強める指向を示し、斃牛馬処理に関しては、本村役人らが自村の「穢多」身分の権利増大を目指す動きとして現れ、一部はそれが結実した。

そして、被差別民の生業や生活のあり方に関して、神社領に存在する

がゆえの特質、武家領たる他藩領の者たちとの本質的な違いは、基本的には認められない。斃牛馬の処理はもちろん、人の行き倒れ死体の処理や墓への埋葬なども、一般農村においても被差別民に委ねられている。ただ、十分にその結び付きは検証しえなかったが、この地域特有の「速懸」に不可欠な「土掛役」を担ったとすれば、それは神宮領として被差別民の必要があったということになる。いずれにしても彼らは神宮直轄領の村から必要とされることはあっても排除はされず、他の藩領村とは異なる特段の差別を受けた形跡はない。そして伊勢神宮自体も、神社領に被差別民が存在し、かつ彼らが耕作した米を年貢米として受納しており、「穢多」身分の者の現米納入を問題視した幕府や山田奉行の認識を共有してはいなかったのである⁽³⁹⁾。

【注】

- (1) 拙稿「速懸―近世宇治・山田における葬送儀礼」(『三重大史学』四、二〇〇四年)、「拜田・牛谷の民―近世宇治・山田の被差別民」(『人文論叢』二二、二〇〇五年)。
- (2) 『都市部落その歴史と現状』、部落問題研究所、一九六四年)。
- (3) 拙稿「山田奉行の裁許権」(『三重大史学』二、二〇〇二年)。
- (4) この村々は、北畠氏を継いだ織田信雄が天正一一(一五八三)年に「御供料」として神宮に寄進しており、武家が領有する時期があったものと推定される。太閤検地でも検地の対象となった(大西源一『大神宮史要』、平凡社、一九六〇年、『三重県史 資料編』近世1、三重県、一九九三年)。
- (5) 『明和町史 史料編二 文書史料』(明和町、二〇〇六年)。
- (6) 以下の事件の経緯は、神宮文庫が所蔵する神宮長官機構の公務日誌『神宮編年記』に基づく。『神宮編年記』については、神宮史料輪読会編『神宮編年記』(内宮長官日記)

- 慶安元年一〇月十五日〜同年七月七日」（『皇學館大学神道研究所紀要』一六、二〇〇〇年）の「解題」を参照。
- (7) 『神宮編年記』。
- (8) 紀州藩領の村を兼帯する村平は、紀州藩（田丸領）からの領主役の賦課にも応じる義務を有したと思われる。だが、奉行所への出頭の付き添いはともかく、山田奉行の犯罪者捕縛については、直轄領を場とする事件でも拜田・牛谷の非人が動員されており、村平らが拜田・牛谷の民と同様に山田奉行によって使役されたかどうかは疑わしい。なお、御城米船の不正難船とそれに伴う代官手代の殺害という悲劇を生んだ文政末年の志摩波切騒動に際して、信楽代官所は神宮領に近い幕領村の度会郡有滝村や西条村の非人番を引き連れて探索に赴いている（『御仕置例類集』）。だが山田奉行は伊勢国の幕領村に指揮命令権を持たず、非人番を動員することもなく、基本的には拜田・牛谷の非人集団を手下としたものと思われる。
- (9) 『乾家文書』。齋宮村は神領五か村の筆頭格であり、乾氏は齋宮村と庄屋を務めると同時に、事実上五か村の大庄屋的な存在であったと思われる（前掲『明和町史 史料編一 文書史料』）。
- (10) 『神宮編年記』文政六（一八一三）年九月二日条。
- (11) 寛政三（一七九一）年に神宮は、直轄領の住民が街道の賃稼ぎに従事するために田畑の荒れ地が増加する状況に対し、五か村の男女十五歳から六十歳までの全員に田畑を割り付け、耕作を強制するという政策を打ち出している。この時に直轄領内の被差別民も同様に配分を受けている。なお、この政策は山田奉行所の介入によって二年後に事実上撤回されることとなった（『明和町史 史料編一 文書史料』）。
- (12) 『乾家文書』。
- (13) 『明和町史 史料編二 文書史料』。
- (14) 『明和町史 史料編二 文書史料』。
- (15) 研究史については、前掲拙稿「拜田・牛谷の民―近世宇治・山田の被差別民」を参照。なお「ささら」は「籠」「佐々羅」「祝囀」「編木」など様々に表記されるが、ここでは平仮名で示す。
- (16) 『都市部落 その歴史と現状』。
- (17) 『都市部落 その歴史と現状』。
- (18) 拙稿「拜田・牛谷の民―近世宇治・山田の被差別民」。なお、この間の史料は『三重県部落史料集 前近代篇』（三重県厚生会、一九七五年）に記載されている。
- (19) 「三重」（『部落の歴史 近畿編』部落問題研究所、一九八二年）。
- (20) 『神宮編年記』。
- (21) 『三重県部落史料集 前近代篇』。
- (22) 『乾家文書』。
- (23) 文政一二年一月付けで谷村の二名と齋宮村の被差別集落との間で取り交わされた証文の写しが「乾家文書」中に残されている。
- (24) これ以前の齋宮村からの「通告」は文面上「死馬」に関してのものであり、「死牛」も含むか否かで混乱が生じた面もあったかもしれない。事件が決着した後の天保三年一二月にも、齋宮村の「死牛」を佐田村側が片付け、争論が再燃している。なお、齋宮村には参宮街道が通り、「死馬」の発生は一般農村よりもずっと多かったものと思われる。齋宮村内には、運送業者たる「馬稼」が文化一〇（一八一三）年段階で二十一名を数えた（『明和町史 史料編二 文書史料』）。
- (25) この十か村の領地は、地名記載が不正確のためか完全には比定できない。大半は紀州藩領の田丸領及び松坂領の村々であるが、吹上藩領の村を含む。
- (26) 先の十か村と、齋宮村、上野村、佐田村を合わせた十三か村であろう。
- (27) なお、この間の経緯は神宮長官の公務日誌には言及がない。
- (28) 史料の翻刻文を以下に掲げておく。
 （包紙ウハ書）
 「天保三辰年方取為替証文壱通宛々 改式通
 齋宮村下郷之内字大頭磯多
 同村死牛馬取片付代金ニ而半分譲渡候、
 双方壱ヶ年代支配議定書付
 買請候芝所之事
 一、当村死牛馬取片付之義、先規方其村仕来り候処、此度右芝所之内半分代金拾両相渡し買請申処実証也、然上ハ当村之内死牛馬当辰年方我々支配可

致候、尤双方和談之上以来壹ヶ年代り当村一円死牛馬支配可致申合二候、
依而為後日買請証文如件

天保三辰年八月 齋宮村下郷之内 大頭買主 清三郎(印)

同 善藏(印)

同組頭 金藏(印)

佐田村 組頭 庄兵衛殿

仲間中

当方々売渡候証文之写

売渡申芝所之事

一、齋宮村死牛馬取片付之儀、往古々我々支配仕来候処、此度其村方頼二付
右芝所之内半分代金拾兩ニ相究売渡申処実証也、則代金髓ニ受取申候、然
ル上者齋宮村之内半分死牛馬当辰年々其村ニ而支配可被致候、尤双方和談
上候得者以後壹ヶ年代りニ齋宮村一円之死牛馬支配可致申合二候、依之為
後証売渡証文如件

天保三辰年八月

四郎七印

金五郎印

半右衛門印

新太郎印

徳五郎印

穢多頭 庄兵衛印

齋宮村下郷之内

大頭村穢多 金藏殿

仲ヶ間中

(29) 『松阪の部落史 第一巻 史料編前近代』(松阪市、二〇〇八年)には、天保
三年の佐田村・齋宮村両村の芝権争論に際して藩(これが佐田村の属する鳥
羽藩なのか、関係する村の多い紀州藩なのか、編者は記してはいない)への
提出文書に添えられた「覚」という史料が紹介されている(史料No.二四一)。
紀州藩領の矢川村、岸江村に加えて神宮領(三方会合が管轄)の長屋村、黒

瀬村の七名の者が馬の皮や鞆し代を九か条にわたって書き上げ、かつ齋宮村
内の郷名の「町屋」、「下」、「西ほかき」(これは「西ほりき」(西堀木)の
誤読であろう)の各々についての油代を合算した「惣ノ金九兩ト拾三匁」
という額が記されている。解釈の難しい史料であるが、齋宮村において斃牛
馬を村外の皮革業者に販売した利益の総額(年間か)、つまり芝権の権益を
示したものであろう。皮革業に従事する者の地域的拡がり、神宮領の村々も
含むことと合わせ、注目される。

(30) 『神宮編年記』。

(31) 『都市部落』では、田丸町や城田村のささらたちが、一名「ワタウチ」と
称される綿打部落であったとしている。

(32) 『日本国語大辞典』。

(33) 久治は病気のため、代理人で仲間親類の津藩領高木村の久吉が出頭している。

(34) 『徳川禁令考 前集第四』二一四七

(35) 森杉夫「近世未解放部落の貢租」(『日本歴史』二五九、一九六九年)、同
「出作をめぐる差別と争論」(『大阪府立大学紀要(人文・社会科学)』二七、
一九七九年)、「穢多年貢」(『部落史用語辞典』柏書房、一九八五年)他。

(36) 『神宮編年記』。

(37) 拙稿「近世の宇治・山田における被差別民禁忌について」(『人文論叢』
二〇、二〇〇三年)。

(38) 『明和町史 史料編二 文書史料』。

(39) 言うまでもないことだが、神宮や神宮領の村々が差別意識と無縁だった訳
では決してない。一般農村と同様に、間違いなく差別は存在した。だが、年
貢米に関して神宮が「穢気」が時間と共に尽きると表現したように、神宮の
触穢観念からの「穢れ」とは一時的な「状態」であり、身分「存在」とは区
別されるものである。本稿では、神社が清浄を求め、触穢を忌避することと
差別意識と結び付けることの問題点を指摘したつもりである。

〔付記〕史料の閲覧に際しては、神宮文庫、三重県史編さんグループ、
明和町史編さん係(当時)、乾秀治氏にお世話になった。記して謝意
を表したい。